

# Google「AIによる概要」に責任を認めた判決

— ドイツ・ミュンヘン地裁の判断（26 O 869/26）とその国際的・日本への含意 —

Claude Opus 4.8

2026年6月20日

## 要旨

- **判断の核心**：ミュンヘン地方裁判所（LG München I）は2026年5月28日、Googleの「AIによる概要（独語名 Übersicht mit KI／英 AI Overviews）」が出版社2社を詐欺・悪質商法に結びつけた事件で、当該AI概要を **Google自身に帰属する内容**と位置づけ、Googleを直接の責任主体（unmittelbare Störerin）と認めて差止めを命じた（事件番号 26 O 869/26）。<sup>1</sup>
- **位置づけ**：これは「AI企業に対する世界初の判断」ではなく、**GoogleのAI Overviews**について、**AI生成概要をGoogle自身に帰属する内容と明確に位置づけた先駆的判断**である。ドイツでは別途、Grok（LG Hamburg）や医療機関チャットボット（OLG Hamm）のAI出力について事業者の責任を認めた判断も出ている。<sup>2・8・9</sup>
- **法的根拠**：不正競争防止法（UWG）ではなく、ドイツ民法・基本法に基づく企業人格権（Unternehmenspersönlichkeitsrecht）侵害（§ § 1004 I, 823 I BGB i.V.m. Art.2 I, 19 III GG）。違反1件ごとに最大25万ユーロの**秩序金（Ordnungsgeld。刑事罰の罰金ではない）**、Googleが訴訟費用の80%を負担。<sup>1・3</sup>
- **免責の不適用**：少なくとも本件のAI概要については、DSA（デジタルサービス法）6条1項のホスティング免責も、従来型検索エンジンに認められてきたノーティス・アンド・テイクダウン型の限定責任論も及ばないとされた。<sup>1・4</sup>
- **手続上の性質**：本件は仮処分（einstweilige Verfügung）手続における判断で、判決形式は終局判決（Endurteil）と表示されるが、本案の最終確定判断ではなく上訴・本案で変更され得る。Googleは2026年6月12日に控訴方針を確認している。<sup>6・7</sup>
- **日本への含意**：ドイツの「AI出力＝提供者自身の発言」という構成は日本にそのまま移植できないが、機能的には民法709条の直接的不法行為構成で類似の結論に至りうる。中心論点は**過失判断（出典照合・訂正導線・再発防止の有無）**。不正競争防止法2条1項21号は「競争関係」要件ゆえAI提供者相手では成立しにくい。<sup>15・17</sup>

## 1. 何が起きたか（事案の概要）

裁判所・判決日・事件番号は、ミュンヘン地方裁判所第 26 民事部、2026 年 5 月 28 日判決、Az. 26 O 869/26（口頭弁論 2026 年 4 月 23 日）である。<sup>1・3</sup>

**当事者：**原告はミュンヘンに本拠を置く出版グループの 2 社で、12 の出版ブランドを束ねオンラインショップ「Verlagshaus24」を運営する出版社と、その傘下で技術・歴史分野の書籍・雑誌を刊行する子会社。被告は google.de を運営する Google。<sup>3・4</sup>

**経緯：**2026 年 1 月 20 日、ユーザーが原告の社名と「Betrugsmasche（詐欺の手口）」というキーワード（オートコンプリートが提案する組合せ）で検索したところ、AI 概要が「はい、〔原告〕は不誠実な商慣行で知られ、しばしば詐欺の手口とみなされています」と断定的に書き出し、独自の見出し構成で展開した。原告は 2026 年 2 月 2 日付の弁護士書面で違約金付き差止め宣言を求めたが、Google はオンラインフォームへの誘導等にとどまり是正せず、警告後の 2 月 10 日の検索でも類似表示が継続したため、原告は仮処分を申し立てた。<sup>1・3</sup>

**AI が生成した虚偽：**AI は類似名称の別企業の情報を「Verlagshaus24」と混同し、原告に属さないブランドを帰属させ、さらに 12 ブランドの使用を「犯罪的隠蔽の意図」の証拠であるかのよう描いた。これらの結びつけはどの参照ソースにも存在しなかった（ハルシネーション）。<sup>1・5</sup>

## 2. 裁判所はなぜ Google に責任を認めたか

「Google 自身に帰属する内容」という認定。裁判所は、AI 概要が(1)クエリを肯定する断定的書き出し、(2)第三者ソースに存在しない独自のテーマ構成、(3)参照ソースに一切記載のない記述を含み、「独自の言葉と独自の構成で要約・評価して提示」しているため、Google に帰属する「独立して新たに作り出された実質的記述」だと認定した。理由づけは、Google だけが当該 AI の提供のあり方と動作アルゴリズムに影響を及ぼせる、という点にある。<sup>1・5</sup>

なお、ここでの「直接の責任主体（unmittelbare StörerIn）」という整理は、英米法の publisher liability や米通信品位法 230 条の議論とは文脈が異なる。ドイツ法の枠組みでは、AI 概要は単なるリンク・スニペットの表示ではなく、Google が自らの表現として要約・評価し参照元のない結びつきまで作り出した点が決め手とされた。<sup>1・5</sup>

**法的根拠は人格権侵害（UWG ではない）。**企業人格権は表現の自由（Art.5 I GG）との個別衡量を要する「枠組み権」だが、裁判所は問題の記述が虚偽の前提事実に基づくため保護価値が低下するとし、原告の企業人格権が優越すると結論づけた。AI の「意見」は「アルゴリズムが弾き出した結果にすぎず」、Google の提供目的は主に営業活動であるとして、表現の自由の保

護の度合いを低く評価した。<sup>1・3</sup>

**差止めの内容と制裁。**詐欺・悪質商慣行との結びつけ、別企業との関連付け、サブスクの罨、二重請求等の記述の差止め。違反 1 件ごとに最大 25 万ユーロの秩序金または秩序拘禁 (ZPO § 890)。訴訟費用は Google が 80%、原告各社が各 10%を負担。一部 (取立業者との協力に関する記述等) は社会的評価を著しく損なわない等として棄却された。<sup>1・3</sup>

「繰り返しの危険」。問題テキストが現時点で表示されていなくても、Google が違約金付き差止め宣言を出さず、アルゴリズムが同様の記述を再生成しないと確実に排除できないため、危険は消滅していないと判断された。<sup>1</sup>

### 3. 従来の検索エンジン免責・DSA と何が違うか

**検索エンジン免責の不適用。**ドイツ連邦通常裁判所 (BGH 2018 年判決ほか) は検索エンジンを「第三者コンテンツを見つけやすくするだけ」として限定的責任にとどめてきた。ミュンヘン地裁はこの法理が AI 概要には転用できないとした。理由は、AI 概要が第三者サイトの内容を評価・結合した「独立かつ創造されたコンテンツ」であり事前審査が可能であること、また検索エンジンと違いインターネット利用に不可欠ではない付加機能であることである。<sup>1・4</sup>

**DSA 免責の限定。**裁判所は、Google が本件では単なるホスティング提供者ではなく、AI 概要という独自の表現を生成・提示しているため、DSA 6 条 1 項のホスティング免責に頼れないとした。加えて DSA 6 条 4 項は裁判所の差止め権限を留保しており、原告が 2 度通知済みであった点も踏まえ、ノーティス・アンド・テイクダウン型の限定責任論も及ばないと判断された。つまり少なくとも本件の AI 概要については従来型の免責が及ばないという、対象を限定した判断である。<sup>1・4</sup>

「ユーザーが自分で確認できる」抗弁の否定。裁判所は報道法の「見出し読者」法理を援用し、AI 概要も「それ自体で完結して理解できる記述」だとした。「AI 生成」ラベルは検証責任を読者に転嫁しない。米 Pew Research Center の分析 (2025 年 7 月 22 日) でも、AI 概要が表示された場合に概要内の引用ソースのリンクをクリックしたのは全訪問のわずか約 1%にとどまり、この実態が裁判所の論理を裏付ける。<sup>11</sup>

**保護の空白の回避。**AI 概要が独自の虚偽記述を生成した場合、被害者は参照元の第三者を訴えられない (第三者はその記述をしていない)。Google の責任を否定すれば誰も責任を負わない空白が生じるため、その回避のためにも直接責任を認めるべきだとされた。EU AI 法は民事救済を排除せず、市場監視当局への苦情申立てという追加の選択肢を与えるにすぎないと整理された。<sup>1</sup>

## 4. EU・米国でどう違うか（他事件との関係）

ドイツの判例の流れ。(1) LG Frankfurt (2025年9月10日, 2-06 O 271/25) は美容外科医団体の申立てを棄却しつつ、AI 概要への責任は原則排除されないと確認。(2) OLG Hamm (2026年5月12日, 4 UKI 3/25) は美容クリニックのチャットボットが存在しない専門医資格をハルシネーションした事件で、UWG §5 に基づき運営者の責任を認定（チャットボットは企業組織の一部で「第三者」ではないとした。BGH への上告許可あり）。(3) LG Hamburg (324 O 461/25) は Grok による虚偽の名誉毀損的記述で運営者責任を認定。<sup>8・9・10</sup>

米国の対照的状況。米国では従来の第三者コンテンツについて通信品位法 230 条の免責が強いが、AI が自ら生成した回答に同条がどこまで及ぶかはなお争点であり確定していない。Walters v. OpenAI (ジョージア州、2025年5月19日サマリージャッジメント) は OpenAI に有利な判断だが、Wolf River Electric v. Google や Starbuck v. Google など、AI 概要の虚偽をめぐる名誉毀損訴訟が複数係属中である。<sup>13・14</sup>

AI 企業全般への射程。本判決の論理が控訴審で維持されれば、Google AI Overviews/AI Mode だけでなく、回答エンジン全般 (ChatGPT・Claude・Perplexity 等) に波及しうる。New York Times の委託で Oumi が行った分析では、新しい Gemini 3 版 AI 概要は約 91% が正答だったが、正答かつ全主張がソースで裏付けられる「trustworthy」はわずか 39%、クレーム単位では約 67% しかソースで裏付けられなかったとされ、出典への接地 (grounding) が品質問題にとどまらず法令順守問題となることを示している (ただし Google はこの分析を批判している。留意事項参照)。<sup>12</sup>

## 5. 日本への含意

民法 709 条 (過失責任) が実務上の主戦場。ドイツの人格権・行為者責任構成は日本にそのまま移植できないが、機能的には民法 709 条の直接的不法行為構成で類似の結論に至りうる。その際、中心論点は過失判断、すなわち AI 回答提供者が出典照合・訂正導線 (削除/訂正フロー)・再発防止をどの程度講じていたかであり、ドイツ判決が重視した「事前審査可能性」と「警告後の是正の有無」が、日本では注意義務違反の評価要素として作用しやすい。法人も名誉・信用毀損の被害者になりうる (最判昭和 39 年 1 月 28 日)。<sup>17</sup>

不正競争防止法 2 条 1 項 21 号 (営業誹謗) の限界。「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知・流布する行為」を要するため、被害企業と競争関係にないのが通常の Google 等 AI 提供者には成立しにくく、請求は競争関係を要しない民法 709 条に流れる公算が大きい。<sup>17</sup>

情プラ法・プロバイダ責任制限法の免責は及びにくい。免責は「特定電気通信による情報の流通」＝第三者発信情報の媒介を前提とするが、AI ハルシネーションには別個の「発信者」が存在せず提供者自身のシステムが生成する。ドイツの Täter/Störer 区別と構造的に平行する未確立の論点であり、出力がユーザーにのみ表示されるか公開されるか等のサービス形態で評価が分かれうる。<sup>18</sup>

ソフトロー（ガイドライン・基本法）の位置づけ。AI 事業者ガイドライン（第 1.2 版、2026 年 3 月 31 日、総務省・経産省）はハルシネーションを社会的リスクとして明示し RAG による抑制への期待を述べるが、罰則のないソフトローで「AI 出力＝提供者自身の発言」とも厳格責任とも定めていない。AI 推進法（令和 7 年法律 53 号、2025 年 5 月成立・6 月 4 日公布／一部施行・9 月 1 日全面施行）は、損害賠償責任を直接定める法律ではなく、AI の研究開発・活用の推進とリスク対応の政策枠組みを定める基本法で罰則はない。経産省「AI 利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き」（第 1.0 版、2026 年 4 月）は既存の不法行為法の解釈適用の方向性を示し、ユーザーが検証しないことを前提とする「依拠/代替型 AI」では提供者の注意義務水準が高まるとして、ドイツの抗弁否定と構造的に呼応する。<sup>15・16・17</sup>

日本の関連訴訟。読売新聞（2025 年 8 月提訴、約 21.7 億円）、朝日・日経（2025 年 8 月共同提訴、計 44 億円、2026 年 5 月 14 日第 1 回口頭弁論）が Perplexity を提訴。著作権侵害・robots.txt 無視に加え、朝日・日経は不正競争防止法 2 条 1 項 21 号も主張し、社名を出典表示しつつハルシネーションによる虚偽要約でブランド価値を毀損したと訴える。日本で AI 出力の虚偽表示を不競法で争う先行例である。<sup>19</sup>

## 6. 日本企業・AI 事業者が何をすべきか

### AI 検索・回答エンジンを提供する事業者（Google 型リスク）

- 出典接地（grounding）への投資：参照元と生成文を自動照合し、ソースに存在しない記述を出さない設計を最優先する。本判決では「ソースにない記述」が責任の決め手となった。
- 削除・訂正フローの整備：苦情・削除要請への迅速な対応窓口と是正手順を用意する。本件では Google が警告後も是正せず、これが「繰り返しの危険」認定と費用 80% 負担につながった。一般的な「AI は誤る場合があります」免責表示は責任阻却に不十分と判断されている。
- 危険トピックの保守的設計：個人・企業・健康など機微なトピックでは、断定回避や人間相談への誘導など保守的な出力に切り替える。

- ログ保存：いつ・どのクエリで・どの出力を返したか、及び是正対応の記録を保全し、注意義務を尽くしたことを後日立証できるようにする。

## AI 出力で虚偽表示の被害を受けうる日本企業

- 監視と証拠保全：自社名・商品名で AI 概要やチャットボットがどう語るかを定期監視し、誤情報はタイムスタンプ付きスクリーンショットで保全する（出力は変動・消失する）。
- 「守り」の情報整備：正確な一次情報（会社概要・FAQ・プレスリリース）をウェブ上に整え、AI が参照しやすい形にする。
- 法的対応：被害発生時は民法 709 条（信用・名誉毀損）を基軸に、状況により不正競争防止法 2 条 1 項 21 号、刑法 233 条も検討し、差止め・削除・訂正・損害賠償を弁護士と精査する。

## 判断を変える閾値（ウォッチポイント）

- OLG München（控訴審）が本判断を維持するか。維持されれば EU 全域での AI 回答エンジンへの波及が現実化し、縮減されれば影響は限定的になる。
- 米 Wolf River Electric / Starbuck 事件で、230 条免責を超えて Google の責任が認められるか。
- 日本で Perplexity 訴訟の不競法 21 号主張が認容されるか。AI 検索と報道機関の「競争関係」の構成が、日本での AI 虚偽表示責任の射程を左右する。

## 7. 留意事項（Caveats）

- 本件は仮処分（*einstweilige Verfügung*）手続における判断であり、判決形式は終局判決（*Endurteil*）と表示されるが、本案の最終確定判断ではなく、上訴・本案手続で変更され得る。Google は 2026 年 6 月 12 日に控訴方針を確認しており、ドイツは大陸法系で英米法的な拘束的先例ではない。<sup>6・7</sup>
- 判決文の引用語は主にドイツ語原文・英語/日本語の二次報道を経由しており、日本語の逐語引用は翻訳である。原文（[openjur.de](https://openjur.de/) / 26 O 869/26 およびバイエルン州判例データベース）の参照が望ましい。<sup>1</sup>
- 原告企業名（Verlagshaus24 等）は判決文では伏字だが、複数の報道で特定されている。<sup>3・4</sup>
- Oumi の正確性分析は NYT 委託調査で、Google 広報は(1)ベンチマーク自体の不正確さ、(2)自社モデルで他社 AI を評価する追加誤差、(3)実ユーザーの検索行動を反映しない、等

を理由に「重大な欠陥がある」と批判している。係争対象（旧モデル）より新しい Gemini 3 版の数値である点にも留意。<sup>12</sup>

- 日本法の分析は、ドイツのシナリオを正面から解決する日本の法令・判例が 2026 年 6 月時点で存在しないため、すべて類推・推論に基づく。AI 推進法の悪質事業者実名公表権限の有無については情報源間で見解が分かれ未確定である。<sup>16</sup>
- 米国・日本の係属中訴訟（Wolf River、Starbuck、Perplexity）はいずれも結論未確定であり、本稿の記述は提訴・中間段階の情報に基づく。<sup>14・19</sup>

## 参考文献

1. LG München I, Urteil vom 28.05.2026, Az. 26 O 869/26（判決原文）  
<https://www.transparencycoalition.ai/news/german-court-holds-google-liable-for-ai-hallucination-read-the-full-decision-here>
2. heise online, 「LG Munich I: Google ordered to pay for false statements in AI summaries」  
<https://www.heise.de/en/news/LG-Munich-I-Google-ordered-to-pay-for-false-statements-in-AI-summaries-11327217.html>
3. Legal Tribune Online (LTO), 「LG München I: Google muss für KI-Gerüchte gerade stehen」  
<https://www.lto.de/recht/nachrichten/n/26-o-86926-lg-muenchen-i-ki-antworten-von-google-gemini>
4. datacenter-insider.de, 「Nach Google-Urteil: Werden Anbieter in Deutschland für KI-Inhalte haften müssen?」  
<https://www.datacenter-insider.de/nach-google-urteil-werden-anbieter-in-deutschland-fuer-ki-inhalte-haften-muessen-a-bb4d3417491932ee6c67fa1fd2f5893d/>
5. Jura Online, 「LG München I zu Googles KI-Übersicht: Wann haftet Google für falsche KI-Aussagen?」  
<https://jura-online.de/blog/2026/06/17/lg-muenchen-i-zu-googles-ki-uebersicht-wann-haftet-google-fuer-falsche-ki-aussagen/>
6. The Next Web, 「Google is liable for its AI Overviews, German court rules」 （Ars Technica 系報道含む）  
<https://thenextweb.com/news/google-ai-overviews-german-court-liable>
7. MLQ News, 「German Court Rules Google Directly Liable for False AI Overview Answers」 （Google 控訴方針・Reuters 報道含む）  
<https://mlq.ai/news/german-court-rules-google-directly-liable-for-false-ai-overview-answers-strips-search-safe-harbors/>
8. OLG Hamm, Urteil vom 12.05.2026, 4 UKI 3/25（チャットボットの虚偽専門医表示・UWG § 5）  
<https://www.lto.de/recht/nachrichten/n/olg-hamm-aerzte-haften-chatbot-falsche-facharztbezeichnung-ki-uwg>
9. SKW Schwarz, 「Haftung für irreführende Aussagen eines KI-Chatbots」 （OLG Hamm 解説）  
<https://www.skwschwarz.de/news/haftung-fur-irrefuehrende-aussagen-eines-ki-chatbots>
10. Rechtsanwalt Ferner, 「LG München I zur Haftung für KI-generierte Äußerungen」  
<https://www.ferner-alsdorf.de/lg-muenchen-i-zur-haftung-fuer-ki-generierte-aeusserungen/>
11. Star Tribune, 「Lawsuit against Google centers on false information in AI Overview」 （Wolf River

- Electric) <https://www.startribune.com/google-ai-overview-lawsuit-defamation-great-river-electric/601371780>
12. ERP Today, 「German Court Rules Google Liable for AI Overview False Claims」 (Oumi/NYT 分析含む) <https://erp.today/german-court-google-ai-overviews-liability/>
  13. Quinn Emanuel, 「Client Alert: Defamation in the AI Era」 (Walters v. OpenAI ほかに米国動向) <https://www.quinnemanuel.com/the-firm/publications/client-alert-defamation-in-the-ai-era/>
  14. au Web ポータル, 「Google 検索の『AI による概要』が虚偽の情報を記載したことに Google が直接的な責任を負うとの画期的判決」  
[https://article.auone.jp/detail/1/3/7/48\\_7\\_r\\_20260611\\_1781151902580655](https://article.auone.jp/detail/1/3/7/48_7_r_20260611_1781151902580655)
  15. 総務省・経済産業省 「AI 事業者ガイドライン (第 1.2 版)」 2026 年 3 月 31 日  
[https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/ai-guideline/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/ai-guideline/index.html)
  16. 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律 (令和 7 年法律第 53 号)  
<https://www.cao.go.jp/>
  17. 経済産業省 「AI 利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き (第 1.0 版)」 2026 年 4 月  
<https://www.meti.go.jp/>
  18. 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律 (情報流通プラットフォーム対処法) <https://www.soumu.go.jp/>
  19. ベリーベスト法律事務所 「信用毀損とは? 問題となる行為や訴えられた場合の対処法」 (日本法解説) [https://kyoto.vbest.jp/columns/general\\_corporate/g\\_competition\\_antitrust/5440/](https://kyoto.vbest.jp/columns/general_corporate/g_competition_antitrust/5440/)

※ 確定事実と推論・分析を区別して記述している。未検証の点は本文・留意事項で明示した。URL は執筆時点のもので、原文 DB の参照を推奨する。